

# 資料編

## ・環境技術実証モデル事業の概要

### 1．目的

既に適用可能な段階に有り、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合がある。

このため、本モデル事業により、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施する。

本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られるものと期待する。

### 2．「実証」の意味について

本モデル事業では、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示す「実証」を行う。類似のものとして、環境技術が満たすべき性能について一定の基準を設定し、この基準への適合性を判定する「認証」があるが、本事業では、このような「認証」は行わない。

### 3．事業実施体制

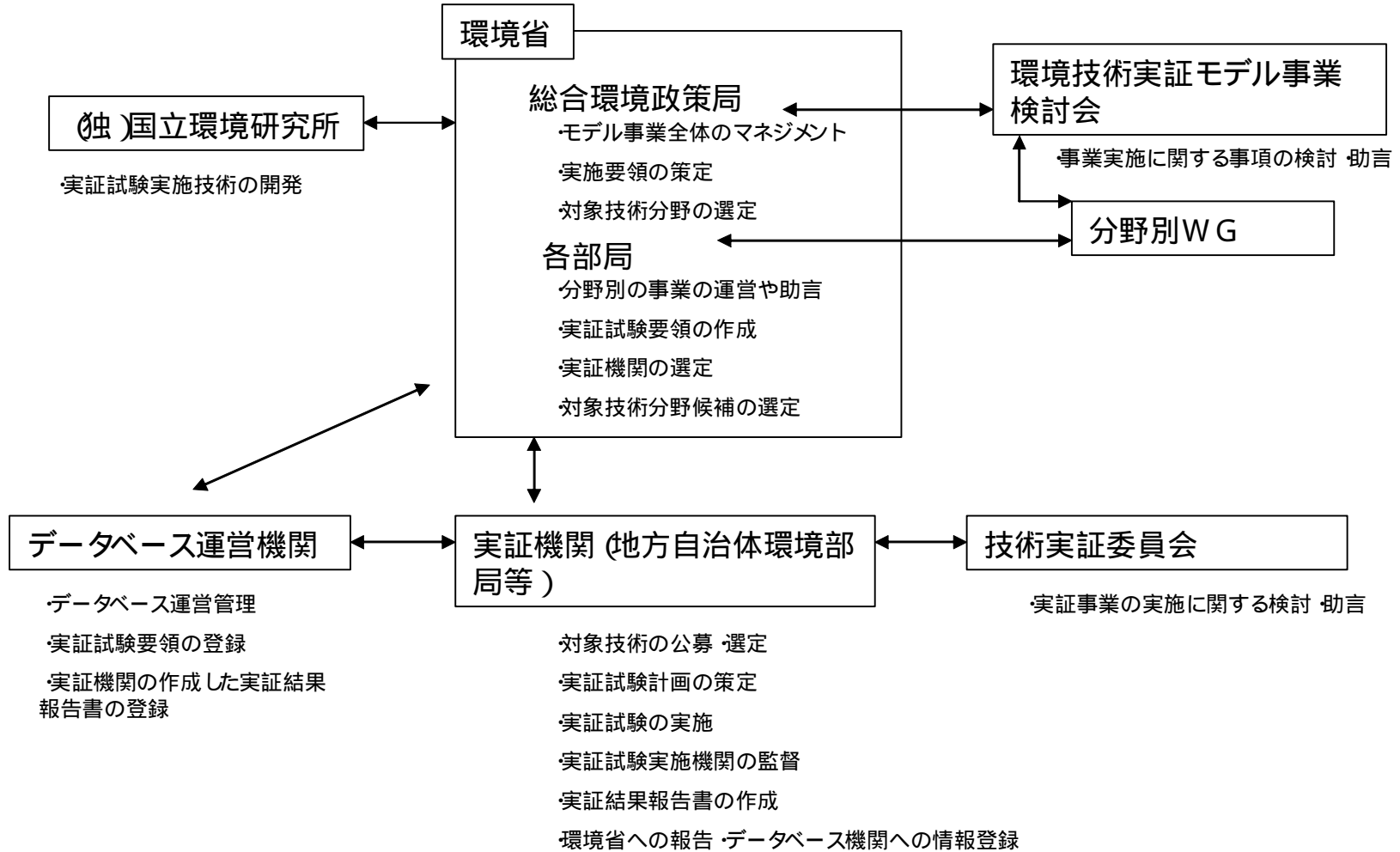
本モデル事業は、環境省、環境省の委託・請負を受けて技術実証を行う第三者機関である「実証機関」(地方公共団体等)等が連携して行う。

### 4．事業の手順

本モデル事業は、概ね以下のような手順を進める。

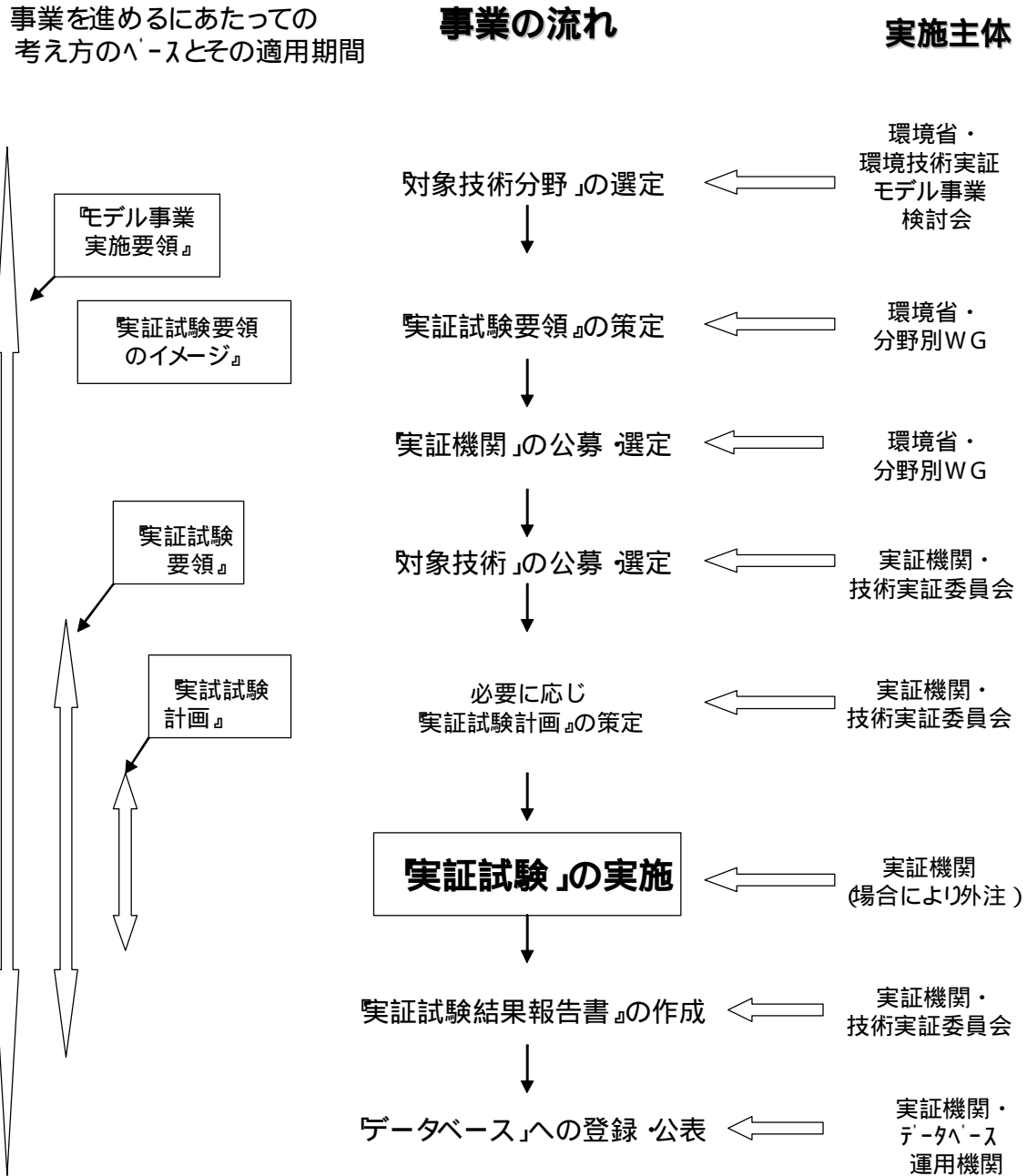
- (1) 環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。
- (2) 環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。
- (3) 環境省は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成する。
- (4) 環境省は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。
- (5) 実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。
- (6) 実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会で検討を行った上で、選定する。
- (7) 実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。
- (8) 実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、技術の開発・販売者へ通知するとともに、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。

「環境技術実証モデル事業」実施体制



注 環境省の承認を得た上で、実施体制の一部を変更して、事業を実施することもありうる。

・環境技術実証モデル事業の流れ



## 平成16年度環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ 設置要綱

### 1. 開催の目的

環境技術実証モデル事業の実施にあたり、平成16年度に技術実証を行うこととされた技術分野「酸化エチレン処理技術分野」及び「VOC 処理技術（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂材処理技術）」に関し、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、VOC 処理技術ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

### 2. 調査検討事項

#### (1) 酸化エチレン処理技術分野について

実証試験要領の策定

実証機関の選定

実証試験報告書の確認

その他事業の実施に関する事項

#### (2) VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂材処理技術）について

実証試験要領の策定

実証機関の選定

実証試験報告書の確認

その他事業の実施に関する事項

#### (3) 将来的な実証試験のあり方及び技術分野の候補の検討について

### 3. 組織等

(1) ワーキンググループは、検討員10名以内で構成する。

(2) ワーキンググループに座長を置く。

(3) 座長は、ワーキンググループを総理する。

(4) 検討員は、VOC 処理技術の実証試験に関連する学識経験者、有識者等から環境省環境管理局の同意を得て株式会社 UFJ 総合研究所が委嘱する。

(5) 検討員の委嘱期間は、株式会社 UFJ 総合研究所が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

(6) その他、必要に応じ環境技術実証モデル事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

### 4. 審議内容等の公開等

本ワーキンググループは原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、

公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長はワーキンググループを非公開にできるものとする。

#### 5 . 庶務

ワーキンググループの庶務は、環境省環境管理局の同意を得て、株式会社 UFJ 総合研究所において処理する。

平成16年度環境技術実証モデル事業検討会  
VOC 処理技術ワーキンググループ 検討員名簿

岩崎 好陽	東京都環境科学研究所	参事研究員
小淵 存	(独)産業技術総合研究所環境管理研究部門	浄化触媒研究グループ長
加藤征太郎	中央大学理工学部	講師
坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科	教授
志賀 孝作	東京都鍍金工業組合	環境科学研究所 所長
土井 潤一	日本産業洗淨協議会	理事
中杉 修身	横浜国立大学共同研究推進センター	客員教授
山川 洋平	武蔵野赤十字病院	事務部長 (元 東京都衛生局 薬務部長)

<事務局(環境省)>

徳永 泉	環境管理局環境管理技術室	室長
瀬川 正宇	同	室長補佐
田中 裕子	同	企画係長
新井 直樹	同	騒音係長
吉川 和身	環境管理局大気環境課	課長補佐
東 利博	環境保健部環境安全課	課長補佐
上田 健二	総合環境政策局環境研究技術室	調整専門官

<事務局(株式会社UFJ総合研究所)>

齊藤 栄子	環境・エネルギー部	主任研究員
金谷 扇	同	研究員
森本 高司	同	研究員
清水 孝太郎	同	研究員

・ VOC 処理技術ワーキンググループにおける検討経緯

第1回会合 平成16年5月19日 15:30～18:00

平成15年度酸化エチレン実証試験結果報告書の検討  
酸化エチレン実証試験要領の見直し(第二版)  
酸化エチレン実証機関の公募・選定について

第2回会合 平成16年6月30日 13:00～15:00

酸化エチレン処理技術実証機関への応募団体からのヒアリング  
酸化エチレン処理技術実証機関の選定について  
ジクロロメタン等処理技術 実証試験要領について

第3回会合 平成16年8月3日 15:00～17:00

ジクロロメタン等処理技術 実証試験要領(第1次案)について

【参考】 平成15年度酸化エチレン処理技術ワーキンググループにおける検討経緯

第1回会合 平成15年7月15日 10:00～12:00

酸化エチレン処理技術について  
酸化エチレン処理技術実証試験要領(案)について

第2回会合 平成15年8月5日 9:00～12:00

酸化エチレン処理技術実証試験要領(案)に対する意見表明  
酸化エチレン処理技術実証試験要領(案)について

第3回会合 平成15年9月2日 10:00～12:00

酸化エチレン処理技術実証試験要領(第2次案)について  
酸化エチレン処理技術実証機関の募集・選定について

第4回会合 平成15年10月10日 10:00～12:00

酸化エチレン処理技術実証機関への応募団体からのヒアリング  
酸化エチレン処理技術実証機関の選定について

第5回会合 平成16年3月23日 13:30～16:00

酸化エチレン処理技術実証試験結果報告書要約(案)について